

# 「京都市勧業館みやこめッセ」における 展示会搬入搬出等安全ガイドライン



2024年4月1日

株式会社京都産業振興センター

## も く じ

1. <u>はじめに</u> .....	2
2. <u>用語説明</u> .....	2
3. <u>展示会における事故リスク</u> .....	2
4. <u>協力者</u> .....	3
5. <u>主催者が行うべき安全対策</u> .....	3
6. <u>会場が行うべき安全対策</u> .....	6
7. <u>支援企業が行うべき安全対策</u> .....	7
8. <u>出展者が行うべき安全対策</u> .....	9
9. <u>来場者が行うべき安全対策</u> .....	9
別紙1、別紙2 .....	10

## 1. はじめに

本ガイドラインは、日本における展示会の搬入(施工)・搬出(撤去)を安全かつスムーズに行うためのガイドラインとして展示会関連の団体・企業による協力の下、一般社団法人日本展示会協会安全対策委員会が纏められたものを基に、「京都市勧業館みやこめっせ」の施設に合わせて株式会社京都産業振興センター(指定管理者)が一部改訂したものです。

会場、利用者(主催者)、支援企業(施工作業者・輸送関係等含む)をはじめ、参加者である出展者・来場者も対象に加え、施工・作業関係者だけでなく展示会の開催に関わるすべての関係者が事故無く安全かつ円滑に展示会を開催するために策定されたガイドラインです。

施工作業関係者以外の主催者・会場も含めた展示会の安全ガイドラインはこれまで存在せず、幸いにもこれまでは大きな事故は多発していないものの、熱中症や軽度の事故は散発していること、類似のイベント産業を含めると過去に大きな事故が何件も発生していること等も踏まえ、展示会業界において人命にかかわる事故防止と軽度の事故発生数減少を目的とし、業界全体で取り組むための安全対策ガイドラインとして策定されています。

本ガイドラインが関係者に活用され、安全な展示会開催の一助となれば幸いです。

一般社団法人日本展示会協会安全対策委員会は、すべての展示会関係者がガイドラインを遵守し、展示会がより安全に開催されるようガイドラインを継続的に改訂していくとされており、みやこめっせにおける本ガイドラインもそれにならう所存です。尚、労働安全衛生法など各種法律、会場規則等で本ガイドラインよりも安全レベルが高いものについてはそれらが優先されることとします。

## 2. 用語説明

主催者: 展示会を主催・運営する会社・団体

会場: 展示会を主催する会社・団体などに場所を貸す展示場・イベントスペース・会議場等の所有者及び運営者

出展者: 展示会にブースを構えて参加する企業・団体・個人

来場者: 展示会会期中に視察・買付を目的に来場する個人

来館者: 主催者・会場・ブース施工・出展者・来場者など展示ホールに入館する人

支援企業: 主催者、出展者のブース工事・備品レンタル・スタッフ派遣・警備・ケータリング等サービスを提供する企業

ブース: 出展者が展示を行うエリア。小間(こま)ともいう

搬入日: 主催者、出展者が展示会の受付、各社ブースなどの準備を行う日。通常開催前2～3日

搬出日/撤去日: 展示会閉幕後の主催者、出展者が展示物の搬出・片付け・清掃等を行う日。今日では、通常開催最終日の夕方から会場への返却期限時刻までの数時間に行う即日撤去が多い

搬入・搬出: 準備・片付けのために展示ホール内に車両等が乗り入れている期間またはそれに準ずる期間

長尺脚立: 八尺以上の脚立

## 3. 展示会における事故リスク

- 車両による搬入出時の接触事故
- 車両からの荷物積み下ろし作業時の荷物落下
- 台車での荷崩れ
- 壁面施工時の脚立からの落下
- 壁紙施工時のカッターによる裂傷
- バナー吊下げ作業時の作業員または物品の落下
- 電気施工時の感電
- 夏季作業時の熱中症
- 作業中床面に置いてある展示物・施工部材等へのつまずきによる転倒
- 展示ホール床面に投棄されたカッターの刃、釘、ビスなどによる外傷
- 荒天時の強風によるブース倒壊
- ヘルメット未着用での落下物による外傷
- 来場者が床面敷設のパイプ・ケーブルカバーにつまずき転倒
- パーソナルモビリティ利用時の人との接触・転倒

## 4. 協力者

本ガイドラインは一般社団法人日本展示会協会安全対策委員会が下記団体の協力により策定されたものを基にしています。それは今後も下記協力団体をはじめ、展示会・イベント関連団体と連携しつつ必要な改訂を行うこととされています。

- ・イベント展示会安全施工推進会
- ・全国展示場連絡協議会
- ・東京ディスプレイ協同組合
- ・日本ディスプレイ業界団体連合会

## 5. 主催者が行うべき安全対策

### ■計画時

- －救急時に関係者全員が応急処置を施すことができるよう、救命講習を定期的受講する。
- －運営責任者または担当者に防火管理者講習を受講させることを推奨する。
- －会場運営者にレイアウト、施工関係規則の確認をし、関係法令や会場規則等を遵守した展示会づくりを徹底する。
- －搬入及び搬出がスムーズに進むようなホールレイアウトにするため、施工関係者を含めてレイアウト作成することに努める。
- －大規模会場においては主要避難通路以外の通路については全体通路のうち 1/3 程度以上の通路について通路幅を 3m 以上とすることを検討する。それ以外の会場においては台車などの通行を妨げない通路幅を確保することを推奨する。
- －搬入 2 日かつ即日撤去(搬出)の展示会の場合はブース施工の高さ制限を 4m 以下、2 階建て構造のブースを禁止するなど安全に配慮する。4m を超える高さや 2 階建て構造のブース施工をする場合は搬入を 2. 5 日以上・搬出は翌日午前中以上確保することに努める。
- －即日撤去(搬出)の場合は最終日の閉幕時刻を 16:30 またはそれ以前とすることを推奨する。
- －出展者による展示、ディスプレイ準備・搬出が安全かつ効率的にできるよう、搬出時のブース撤去開始時間等について協力会社とも協議した上で安全に十分配慮しスケジュールを組むよう努める。
- －夏季開催の展示会は搬入出時の熱中症予防のため、冷房の稼働(屋内)の他、屋外作業員への対策を含めた暑さ対策を行うことに努める。
- －来場者がホール内にスーツケースを持ち込まないようにするためクロークの設置を検討する。

### ■準備時

- －施工を発注する際、請負先及び孫請け企業作業員が必ず労災保険に加入することを確認し発注することに加え、事故発生時には必ず発注者である主催者に報告することを主催及び元請けの双方で確認する。
- －床面の凸部を最少にするために、給排水工事など床面工事が必要な出展者をなるべく事前に把握し、ピットそばや来場者が多く通行することが予想される通路を配管カバーが横断することがないようにするなど事故防止に努め、来館者がつまづくことを防止するために、施工会社と連携し、カバーがなるべく目立つ施工に努める。
- －危機管理マニュアルを作成し、事故発生時の対応について委託先を含む全関係者で共有する。
- －事故などの緊急事態発生時に関係者がスムーズに連絡を取り迅速に対応することができるよう、トランシーバー等で常時連絡を取り合える体制づくりに努める。
- －自社スタッフで搬入または搬出時に展示ホールに入館する予定がある者に対してはヘルメットを用意するとともに、作業しやすく働きやすい長そで長ズボン、踵を覆う靴を着用するよう周知徹底する。
- －清掃関係会社に対し、可能であればカッターの刃、釘、ビスなどの金属廃棄物を回収するための専用箱設置と、搬入及び搬出終了直前にマグネットローラーで床面の金属廃棄物の回収を依頼する。
- －搬入及び搬出期間中に会場や協力会社など関係者とともに安全パトロールの実施と安全な作業のための館内放送などによる啓発を計画する。重大なルール違反を発見した場合は、問題が解消するまで施工中止も含めた対策をすると同時に必要に応じ再発防止に向けた対策を行う。
- －来場誘致の際、展示会への来場は極力公共交通機関を利用するよう促す。

## ■出展マニュアルへの記載事項

出展者向けのマニュアルを作成し、以下のすべての項目について検討し可能な限り記述する。

- －本ガイドラインについて記述するとともに、出展者に配布またはダウンロードできるようにすること。
- －搬入・商品のディスプレイや撤去を行う出展企業の作業者は、ヘルメットと踵まで覆う靴を着用すること。
- －自社で搬入出を行う場合は、7ページ記載の「運送・輸送時、及び運送・宅配事業者が行うべき対策」を参照し、安全な搬入出に努めること。
- －展示会主催者及び会場が定めるルール及び関係法令、規則を遵守すること。
- －施工などを委託する場合には作業者にもマニュアルを共有するなど法令・ルール遵守について周知徹底すること。
- －通電時間帯について明記し、会場ではこれを全員が厳守するよう周知徹底すること。
- －出展者がブース内で電気を使用する場合には、会場躯体のコンセントや他社ブースのコンセントを使用せず、必ず自社で電気工事を申し込むよう明記する。電気工事は有資格者が行うこと。(別紙1参照)
- －搬入及び搬出期間中に主催者が安全パトロールを行い、指導を受けた場合には速やかに指導に従うこと。
- －上記に違反した場合で主催者または会場が重大な違反と判断した場合は、違反の解消まで施工を中止してもらうこともあり得ること。
- －事故が発生した場合は必ず主催者に届出ること。
- －喫煙所以外での喫煙を厳禁とすること。喫煙所を設置する場合はホール内に煙が入らないような場所に設置すること。
- －自社が発注する施工会社(孫請けを含む)の全作業者が労災保険に加入していることを確認すること。
- －会場周辺道路への違法駐車、路上駐車での荷物取り出し・積み込み、斜め横断等危険行為を行わないこと。
- －搬入出で出たゴミについては持ち帰ること、清掃会社に処分を依頼する場合で回収のために一時的にゴミを車路に出す場合、他の作業人や台車のホール内通行の妨げとならないよう注意すること。
- －定められた場所以外に物を置かないこと。無許可で置かれている物については主催者が撤去することもあること。
- －カッターの刃、釘、ビスなど金属類の廃棄については、床等に投棄せずリサイクル用の回収箱に正しく廃棄すること。
- －自転車・パーソナルモビリティなどが使用される可能性のある主催者は、会場にルールを確認した上で必要に応じ主催者としてのルールを加え記載すること。
- －出展者が試飲試食などを行う場合は必要な設備と届出について明記すること。
- －出展者が著名人等をブースに呼ぶ場合は、激しい混雑による自社・近隣ブース倒壊などの危険があるため、当該出展者に対し安全対策を徹底するよう促し、具体的な対策について確認の上必要があれば追加対策を依頼すること。
- －搬入出を含む期間中の盗難には十分注意するよう出展者に注意喚起をすること。

#### ■搬入出期間中

- －会場・施工関係の協力会社と連携し、定期的に安全なパトロールを実施することに努める。
- －ホール内に車両等が進入している状況にある間または、それに準ずる間は搬入(搬出)中となるため、来館者全員がヘルメット、踵が覆われる靴を着用するように促し、未着用のを発見した場合には速やかに着用を促す。
- －館内放送などにより安全作業、ヘルメットの着用、廃棄物の正しい処分(出展者はゴミを持ち帰ること)、喫煙所以外は禁煙であること、盗難に注意することなどについての呼びかけを定期的に行う。
- －通電開始及び終了時には必ず館内放送を入れ作業者に周知徹底する。
- －出展者や施工関係業者などが物置禁止エリアに物を置いていないかを定期的に確認し、物が置かれている場合は速やかに撤去させるよう徹底する。
- －危機管理マニュアルについて関係者一同で確認する。(避難経路・AED・消火栓設置場所確認を含む)
- －すべての搬入出口に警備またはスタッフを付けるように努め、各搬入出口の交通整理や安全管理などを行う。またこのスタッフは常時天候を確認し、強風など展示ホールへの吹き込みによるブース倒壊の危険があると思われる場合には速やかに報告させ、会場からの対策依頼の有無にかかわらず搬入出口扉を閉じるなどの対策を行う。
- －展示ホール内各所に事故発生時に主催者に報告するための事務局の場所、電話番号、担当部署(担当者名)などを記載した紙を掲示するように努める。
- －アルバイト作業員など安全研修を十分受講していない作業員の安全のため、ヘルメット着用・脚立の安全使用・労災の加入・金属ごみ回収など安全対策重要事項について記した啓発サイン看板の設置を検討する。
- －空調を稼働させていない場合はホール内の気温を適宜確認し、28度を超える場合には空調(冷房)を稼働させるよう努める。
- －長時間の屋外作業員がいる場合は、日よけの設置を含めた熱中症対策に配慮する。
- －試飲試食を行う出展者が必要な設備の未施工や届出を行っていない場合等は速やかに必要な措置を取るよう指導する。出展者が従わない場合はすべての準備が整うまで試飲試食を行わせないようにする。
- －主催者自身または出展者が動物などの生体を展示する場合はケージなどから逃げるこゝないよう施工する。
- －事故が発生した場合、または事故発生の報告を受けた場合には速やかに会場に報告する。

#### ■展示会会期中

- －主催者及び出展者が会期中の追加施工・修繕等を行う場合、安全を考慮し開催時間帯を避け毎日の開幕前または閉会后に行う。
- －出展者が搬入を希望する場合も上記と同様の扱いとする。万一開催時間中に搬入を行う場合には来館者の安全に配慮し、台車などは極力使用しないよう促すが、やむを得ず台車を使用する場合は複数人で搬入するよう出展者に促す。
- －出展者・来場者などの関係者が会場周辺道路に違法駐車をしている可能性がある場合は速やかに対応する。
- －ホール内気温が28度以上に上昇した場合には主催者に対し空調(冷房)を稼働させるよう努める。
- －夏季展示会において、誘導のため屋外スタッフを配置する場合は、熱中症対策に配慮する。
- －来場者がホール内にスーツケースを持ち込まないようにするためクロークを設置することを推奨する。
- －事故が発生した場合、または事故発生の報告を受けた場合には速やかに会場に報告する。

#### ■展示会会期後

- －展示会の搬入から搬出までの期間中に発生した事故については正しく記録し、速やかに会場等関係者と共に有し再発防止に努める。

## 6. 会場が行うべき安全対策

### ■日頃から行うべき対策

- 自社スタッフに対し救命講習を定期的に受講させる。
- 利用者(主催者向け)マニュアルを作成し安全の啓発をする。
- 上記マニュアルには展示ホール及び共用部について施工や利用時のルールを明記する。
- 主催者に対し、緊急時に速やかに対応できるよう関係者がトランシーバーなどの機器を使用することを推奨する。
- 主催者や施工会社などを招き安全講習会を実施し事故事例を共有するなど安全の啓発活動に努める。
- 安全講習会を行う際、可能であれば救命講習を実施してもらうよう管轄の消防署に依頼する。
- 自社スタッフが展示会の搬入・搬出時にホールに入館する場合はヘルメット、踵が覆われる靴を着用することを徹底する。
- 敷地内車路などの制限速度を設定し、表示箇所の追加や視認性の高いデザイン・色で表示することを推奨する。
- 敷地内での自転車・パーソナルモビリティ等の利用について使用可能場所、速度制限など基本ルールを定め利用者(主催者)と共有する。
- 常設の看板などに設備のメンテナンスを定期的実施する。
- ホール内消防設備まわりなど物置禁止エリアには床面に物置禁止エリアである旨表示するなど注意喚起を行う。
- 施工作業者が給排水ピットと電気ピットが容易に区別できるよう分かりやすい表示にする。
- 喫煙所以外禁煙のサインを貼付・掲示し注意喚起を行う。
- ごみの分別についてのマニュアルを作成し、主催者及び清掃会社に遵守するよう促す。
- 会場で清掃を行う事業者に対し、金属の廃棄物回収箱の設置とリサイクルを推奨する。主催者に対しても金属廃棄物回収箱の設置、または設置可能な清掃会社を利用するように促す。
- 荒天時に強風でホール内のブースが倒壊する可能性があると思われる場合には会場を使用している全主催者に対し搬入出口の閉扉など速やかに対策を講じるよう依頼する。

### ■展示会計画時(会場利用申し込み時)～準備時

- 展示ホール利用者である主催者に対し、搬入出時には来館者が全員ヘルメットを着用するよう促す。
- 主催者に対しマニュアル・利用手引きなどを作成し安全に搬入出を行うよう促す。また期間中の安全パトロールの実施についても確認し、なるべく実施するように促す。
- 主催者ととも展示会毎の危機管理マニュアルを共有し、搬入日に主催者とあらためて確認することを推奨する。
- 夏季に開催される展示会については搬入出時に作業員の熱中症予防のため搬入・搬出時間にも冷房を稼働させるよう促す。
- 主催者との打ち合わせ時に事故事例や悪質な安全ルール違反を共有し、出展者への周知と安全ルール遵守徹底を行う。
- 同時期に複数の主催者で複数の展示会が開催される場合、必要に応じ事前に当該主催者を招いての安全対策会議を行うなど、車路を含む共用部分における利用方法を調整する。
- 荒天が予想される場合、搬入出時及び会期中に搬入出口を開放して開催する展示会主催者に対して事前に注意喚起を行う。

### ■搬入・搬出時

- 主催者や主催者の協力会社と連携し、搬入出期間中の安全パトロールの実施に努める。
- 夏季の展示会で特に搬入出時にホール内の気温が28度を超えることを確認した場合には主催者に連絡し速やかに冷房を稼働させることを推奨する。
- 夏季の展示会で屋外に誘導スタッフを配置する場合は、熱中症対策について配慮するよう促す。
- 荒天が予想される場合、搬入出口を開放している主催者に対して注意喚起を行う。

#### ■会期中

- － 荒天が予想される場合、搬入出口からの吹き込みによる造作物の倒壊が無い様に、開放して開催する展示会主催者に対して注意喚起を行う。
- － 周辺道路に展示会関係者が違法駐車していると思われる場合は主催者およびスタッフ会社・警備会社と連携し速やかに対策を講じる。
- － 主催者が会場の俯瞰写真撮影を希望した場合、必要に応じて保護具の着用を確認し、撮影に同行する。

#### ■展示会会期後

- － ホール貸出期間中に発生した事故については主催者に確認の上記録し、安全講習会の開催などを含め再発防止策を検討する。

## 7. 支援企業が行うべき安全対策

#### ■運送・輸送時、及び運送・宅配事業者が行うべき対策

- － 会場および主催者が定めたルールについて確認し遵守することを徹底する。
- － 事故が発生した場合は必ず主催者に報告するよう徹底する。
- － 車両で搬入出を行う場合は会場が定めた速度制限などの交通ルールを厳守し、近隣の公道に違法路上駐車をすることのないように徹底する。
- － 会場周辺道路への違法駐車、路上駐車での荷物取り出し・積み込み、斜め横断等危険行為を行わない。
- － 搬入出時の運搬に当たっては経路を確保し、十分な人数及び適切な方法で行う。
- － 台車、かご台車などを使用して搬入出を行う場合は、複数名で作業するよう努める。
- － かご台車などキャスターの付いた重量物をトラックのパワーゲートを用いて積み込み・積み下ろしを行う際は、ゲートストッパーを使用することを徹底する。
- － 労働安全規則(2024年2月改訂)に則り以下の安全対策を行う。
  - (a) 作業用トラックはサイドストッパーが取り付けられているものを極力使用する。
  - (b) 台車やかご台車は車輪ストッパーがついたものを使用し、ついていない場合は輪留めを使用することを徹底する。
  - (c) テールゲートリフターで荷物の積み下ろしを行う場合、昇降板が昇降中は作業者が支えることはせず、昇降板が地面に接地した状態でのみ人が荷を支える。
  - (d) 積み下ろし作業時はヘルメットの着用と作業エリアにカラーコーンを設置する。
  - (e) テールゲート操作者は昇降板が地面に設置した状態で一時停止する。
  - (f) 荷物の積み下ろし作業者は、作業中に声掛けを徹底する。
  - (g) 積み下ろしを行う場合は、人が支えないことを前提とした作業方法をとる。
  - (h) 昇降板・ゲートストッパーの操作は特別教育を修了した者のみが行う。
- － カートや台車を利用している場合や大きな荷物・長尺物を運搬する場合は、エスカレーターを使用しない。
- － 搬出時にかご台車を使用する場合、ゲートストッパーを使用した上で横向きで積み込み、荷崩れないようにキャスターをロックし、ラッシングベルトやラッシングバー等で固定する。ラッシングベルトなどは損傷がないか確認の上使用する。
- － 空の台車やハンドフォークリフトを移動させる場合にキックボードのように使用することは禁止する。

#### ■施工作業者が行うべき対策

- －自社スタッフに救命講習を受講することを促す。
- －自社スタッフ及び委託先の作業員全員にヘルメットと安全靴の着用を徹底する。高所作業などを行う者は安全帯など必要な保護具の着用も徹底する。
- －施工会社が作業の一部を委託する場合は、委託先の作業員が労災保険に加入していることを確認する。未加入の場合は必ず加入してもらうように徹底する。(別紙 2 問合せ先参照)
- －会場および主催者が定めたルールについて確認し遵守することを徹底する。
- －自社にて搬入出を行う場合、7ページ「運送・輸送時、及び運送・宅配事業者が行うべき対策」を参照し安全な搬入出に努める。
- －消防設備まわりなど物置禁止場所には物を置かないことを徹底する。
- －八尺以上の脚立(長尺脚立)を使用する場合は必ずロック機能(開き止め)を持つ脚立を使用し、補助員を1名以上つけて作業することを推奨する。
- －脚立の天板に乗っての作業は厳禁とする。
- －脚立を跨いで使用する場合、脚立にアウトリガーを取り付けた上で使用することを推奨する。
- －違法に改造された脚立を使用しない、させないことを徹底する。
- －吊り物を使用する場合は、それらの部品や工具などを躯体の梁に置き忘れることのないよう2人以上で行い残置がないことを確認する。
- －また、揚重作業時は吊り荷の下に人が入らないように区画の実施や監視員の配置などにより安全を確保する。
- －カッターの刃・釘・ビスなど金属製の廃棄物をホール床面に投棄することは禁止する。必ず金属廃棄物回収箱に廃棄する。
- －ジャッキアップや高所作業車のアウトリガー張り出しにおいて、ピット上に荷重が掛からないように注意する。
- －会場共用部に受付等を設置する場合は、主催者だけでなく会場にも確認し、ルール順守を徹底する。
- －配線・配管カバーの施工にあたっては過去の事故事例等から有効と思われる対策を主催者に提案する。
- －夜間に屋外作業をする場合は、手元照明など必要な設備・備品を用意することを検討する。
- －雨天時に屋外作業を行う場合は地面・床面が滑りやすくなっている場合もあるので十分に注意する。

#### ■電気工事関連

- －電気工事は有資格者のみが行うことを徹底する。(別紙1参照)
- －電源端子台へのケーブル端子を接続する際、締め付けすぎないように注意する。また、電動工具等を使用する場合は、トルク調整を実施する。
- －コードリール(電工ドラム)を使用する場合は、コードをすべて引き出し容量に余裕をもって使用する。コードリールを複数接続することはしないよう徹底する。
- －電気設備工事を行う場合、接地線を含んだ3芯ケーブルを使用することを推奨する。

#### ■その他施工・準備関連

- －出展者が引火性のあるものや、裸火の使用などがある場合は、消防が定める規定・ルールに従い届出をするよう促す。
- －出展者が試飲試食を行う可能性がある場合、必要な設備について発注し、保健所等への届出もするよう出展者に促す。
- －事故が発生した場合は必ず速やかに主催者に報告するよう徹底する。

#### ■清掃会社が行うべき対策

- －主催者とともに会場で定められているごみの分別を遵守し清掃、ゴミの回収を行う。
- －ホールの床にカッター、釘、ビスなどのホール床面への投棄を禁止することを主催者に推奨するとともに清掃時にマグネットローラーを使用し金属廃棄物の回収に努める。
- －搬入出で回収した金属ごみはリサイクル会社に回収を依頼しリサイクルに努める。

#### ■スタッフ会社・警備会社が行うべき対策

- －自社スタッフに救命講習を受講することを促す。
- －搬入出に関わるスタッフにヘルメット及び踵まで覆われた靴の着用を徹底する。
- －トランシーバー等を使用し、会場内複数個所のスタッフが同時に話をできるように努め、主催者がトランシーバーを使用しない場合には可能であれば使用を推奨する。
- －搬入出口に配置されたスタッフは、交通整理だけでなく気象状況も確認し、強風でブース倒壊の恐れがあると判断した場合は管理者を通じ速やかに主催者に報告し、搬入出口扉を閉じるなどの対応を依頼する。
- －事故が発生した場合、必要に応じ主催者をサポートし対応にあたる。
- －夏季展示会において屋外の誘導スタッフを配置する場合、日よけの設置、飲料補給、空調バスの用意などを含む熱中症対策に十分配慮する。

## 8. 出展者が行うべき対策

- －出展マニュアルを必ず確認し、自社スタッフ及び委託先スタッフは、主催者および会場が定めるルールに従い、マナーを遵守すること。
- －本ガイドラインを施工関係者と共有、周知徹底し、安全な搬入出を行うことに努める。
- －可能であれば自社スタッフに救命講習を受講することを促す。
- －施工会社の安全にも配慮し、ブース施工にあたっては適切な施工人数、施工時間を確保していることを確認する。
- －委託先を含むブース施工に携わる作業員全員が労災保険に加入していることを確認する。加入していない場合は搬入日までに加入してもらうよう徹底する。(別紙2参照)
- －ブース内電気を使用する場合には、会場躯体のコンセントや他社ブースのコンセントを使用せず、必ず自社で電気工事を申し込む。電気工事は有資格者のみが行うことを徹底する。(別紙1参照)
- －事故が発生した場合は必ず速やかに主催者に報告するよう徹底する。
- －自社で搬入出を行う場合は、7ページ記載の「運送・輸送時、及び運送・宅配事業者が行うべき対策」を参照し、安全な搬入出に努める。
- －搬入出に係るスタッフは、搬入・搬出時間中に全員ヘルメット、踵まで覆われた靴を着用することに努める。
- 搬入・搬出時間中とはホール内に搬入出車両等が進入している期間またはそれに準ずる期間をいう。
- －会場周辺道路への違法駐車、路上駐車での荷物取り出し・積み込み、斜め横断等危険行為を行わない。
- －引火性のあるものや、裸火の使用などがある場合は、消防が定める規定・ルールに従い届出をする。
- －試飲試食を行う場合、出展マニュアル記載の有無にかかわらず、必要な設備や保健所等への届出について確認し会期までに準備をする。
- －空の台車やハンドフォークリフトを移動させる場合にキックボードのように使用することは禁止する。
- －著名人などをブースに呼ぶ場合には混雑などにより自社ブースだけでなく近隣のブースを破損するなどの事故が発生する可能性があるため、安全への配慮を徹底する。必要に応じ主催者にも事前に届出る。

## 9. 来場者が行うべき安全対策

- －展示会への来場は極力公共交通機関を利用する。やむを得ず車で来場する場合は駐車場に駐車する。
- －会期中にホール内を回遊する場合、床面の施工による凸部に注意する。
- －ホール内回遊中はスマートフォンを見ながら歩くことはせず、周囲及び床面の状況に十分注意する。
- －会場内は走らないこと。
- －事故が発生した場合、出展ブースでの事故は出展者を通じて主催者に報告し、展示会内共有スペースの場合は直接主催者に速やかに報告する。
- －スーツケースを持って展示会に来場した場合、安全のためコインロッカーやクロークにスーツケースを預けることを推奨する。
- －喫煙はマナーを守り、定められた場所でのみ喫煙する。

(別紙1)

電気工事については、下記の工事を除き有資格者が行わなくてはならない。

- ① 電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼット、その他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- ② 電圧600V以下で使用する電気機器(配線器具を除く。以下同じ)又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線(コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ)をねじ止めする工事
- ③ 電圧600V以下で使用する電力量計、電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ④ 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器(二次電圧が36ボルト以下のものに限る)の二次側の配線工事
- ⑤ 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- ⑥ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

出典:経済産業省WEB/電気工事の安全/電気工事法について/電気工事士等資格が不要な「軽微な工事」とは(PDFファイル)

(別紙 2)

一人親方労災保険問合せ、加入先一覧

① 一人親方団体労災センター共済会 本部・事務局  
〒135-0063 東京都江東区有明1-4-20-1607  
TEL:03-6457-1248  
<http://hitorioyakata.or.jp>  
[info@hitorioyakata.or.jp](mailto:info@hitorioyakata.or.jp)

② 一人親方 匠の会  
〒344-0038 埼玉県春日部市大沼2丁目62番地20  
TEL:048-734-9560  
<http://hitorioyakata-takumi.com>  
[info@hitorioyakata-takumi.com](mailto:info@hitorioyakata-takumi.com)

※個人事業主対象